

インターネットでの情報提供資料
平成26年4月10日

所 属	大垣市総務部課税課
担 当	課長：田中 主幹：川合 係：名和
連絡先	81-4111（内線348・349）

平成25年度法人市民税（平成26年3月申告納付分）について

- 法人市民税は、大垣市内に事務所や事業所などがある法人に課される市税で、所得の有無にかかわらず、資本金の規模によって負担していただく「均等割」と、所得に応じて負担していただく「法人税割（税率：法人税額の12.3%）」を合算したものです。
- また、法人市民税は、本市の一般会計歳入予算（平成25年度当初予算：553億7,000万円）の46.7%を占める市税（平成25年度当初予算：258億5,000万円）の7.8%に当たる大変貴重な財源となっています。
- このたび、地方税法第321条の8及び大垣市税条例第32条の11の規定に基づき、平成25年度法人市民税（平成26年3月申告・納付分）の申告納付を受けました。

1. 平成25年度法人市民税（平成26年3月申告納付分）

（1）申告納付件数

265件

均 等 割	法人税割
235件（うち均等割のみ：83件）	178件（うち法人税割のみ：28件）

（2）課 税 額

55,033,700円

均 等 割	法人税割	合 計
17,954,500円	37,079,200円	55,033,700円

2. 平成 2 5 年度法人市民税（課税累計額）

申告納付月	平成 2 5 年度		平成 2 4 年度	累計課税額 前年度増減比 (%)
	税 額 (円)	累計課税額 (円)	累計課税額 (円)	
4 月	73, 790, 500	73, 790, 500	62, 787, 600	117. 5
5 月	195, 439, 500	269, 230, 000	306, 726, 400	87. 8
6 月	1, 008, 460, 500	1, 277, 690, 500	956, 778, 500	133. 5
7 月	155, 576, 400	1, 433, 266, 900	1, 142, 393, 200	125. 5
8 月	73, 102, 900	1, 506, 369, 800	1, 225, 841, 400	122. 9
9 月	86, 289, 400	1, 592, 659, 200	1, 293, 475, 400	123. 1
1 0 月	72, 939, 700	1, 665, 598, 900	1, 373, 555, 600	121. 3
1 1 月	858, 171, 800	2, 523, 770, 700	2, 067, 948, 600	122. 0
1 2 月	55, 521, 300	2, 579, 292, 000	2, 164, 493, 600	119. 2
1 月	65, 665, 800	2, 644, 957, 800	2, 265, 627, 600	116. 7
2 月	66, 026, 700	2, 710, 984, 500	2, 323, 967, 700	116. 7
3 月	55, 033, 700	2, 766, 018, 200	2, 380, 774, 200	116. 2

3. 参考（法人市民税の概要）

（１）課税の対象（納税義務者）

区分	課税の対象（納税義務者）	均 等 割	法人税割
1	大垣市内に事務所又は事業所を有する法人	課税	課税
2	大垣市内に寮等を有する法人で、大垣市内に事務所又は事業所を有しないもの。	課税	—
3	法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で、大垣市内に事務所又は事業所を有するもの。	—	課税
4	大垣市内に事務所や事業所などを有する公益法人等（※注１）で収益事業を行うもの。	課税	課税
5	大垣市内に事務所や事業所などを有する公益法人等で収益事業を行わないもの。	課税 ※注 2	—
6	法人でない社団または財団で代表者等の定めがあり、収益事業を行うもの（人格のない社団等）	課税	課税
7	法人でない社団または財団で代表者等の定めがあり、収益事業を行わないもの。	— ※注 3	—

※注 1

地方税法では、公益法人等とは、法人税法第 2 条第 6 号に規定される公益法人等（公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人＜非営利型＞、一般財団法人＜非営利型＞など）、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、地方自治法第 260 条の 2 第 7 項に規定される認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第 7 条の 2 第 1 項に規定される法人である政党、特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項に規定される特定非営利活動法人をいいます。

※注 2

大垣市税条例の規定により、申請による減免制度があります。

※注 3

法人でない社団又は財団で代表者または管理人の定めがあり、収益事業を行わないものについては、平成 21 年度課税分（計算期間：平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日）から、法人市民税（均等割）が非課税となりました。

(2) 税 率

①均等割

法人の区分	税 率
公共法人及び公益法人等のうち、均等割を課することができないもの以外のもの(独立行政法人で収益事業を行うものを除く。)	年額 50,000 円
人格のない社団等（法人でない社団または財団で代表者等の定めがあり、収益事業を行うもの）	
一般社団法人及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く)	
保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの	

資本金等の額を有する法人の資本金等の額による区分	大垣市内の従業者数	
	50 人以下	50 人超
1, 0 0 0 万円以下の法人	年額 50,000 円	年額 120,000 円
1, 0 0 0 万円を超え、1 億円以下の法人	年額 130,000 円	年額 150,000 円
1 億円を超え、1 0 億円以下の法人	年額 160,000 円	年額 400,000 円
1 0 億円を超え、5 0 億円以下の法人	年額 410,000 円	年額 1,750,000 円
5 0 億円を超える法人		年額 3,000,000 円

(注) 従業者数の合計とは、大垣市内に有する事務所・事業所または寮などの従業者数の合計です。

(注) 資本金等の額とは、法人が株主から出資を受けた金額として法人税法施行令で定める金額（保険業法に規定する相互会社の場合は純資産額）です。

(注) 従業者数の合計数及び資本金等の額は、算定期間の末日現在です。

②法人税割

法人税額の 1 2 . 3 %

③減免制度

公益社団法人及び公益財団法人などについて、申請により、均等割を減免しています。

	該当者	減免の内容
1	公益社団法人及び公益財団法人 (法人税法第2条第1項第13号の収益事業を営む場合を除く。)	均等割を減免
2	管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合並びに地方税法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体(収益事業を営む場合を除く。)	均等割を減免
3	特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人	
	収益事業を営まない法人	均等割を減免
	収益事業を営む法人 ※ 当該法人設立の日から5年以内に終了する各事業年度のうち、当該収益事業に係る所得の計算上、益金の額が損金の額を超えない年度に限る。	当該年度に係る均等割を減免
4	法人税法第2条第6号の公益法人等 (「1」の適用を受ける場合(収益事業を営まない公益社団法人及び公益財団法人)及び収益事業を営む場合を除く。)	均等割を減免

※旧民法第34条関係の民法特例法人

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第40条第1項の規定により存続する一般社団法人及び一般財団法人(収益事業を営む場合を除く。)については、公益社団法人または公益財団法人とみなし、平成25年度までの法人市民税の均等割を減免。

(3) 確定申告・納期限

事業年度終了の日の翌日から2か月以内